

酸素の購入価格の届出 記載要領

【記載上の留意事項】

- 届出書の「1 前年の酸素の購入実績」の表には、令和7年1月から12月までに購入したすべての酸素について、購入容積と購入対価等を記載してください。
令和7年1月から12月までにおける購入実績がない場合であっても、令和6年以前または令和8年1月に購入実績がある場合は、届出書の「2 前年1年間ににおいて酸素の購入実績がない場合」の表に直近の購入対価等を記載してください。
なお、購入実績の有無にかかわらず、酸素の診療報酬請求をしない場合は当該届出の必要はありません。
- 酸素の容積について、ボンベの場合は圧縮されているため、摂氏35度1気圧で換算した容積になり、液化酸素の場合は気体とした容積です。ご不明な点がありましたら、酸素の購入業者にお問い合わせください。
なお、届け出いただぐ購入容積の単位はリットルですので注意してください。
- 購入対価に容器代や耐圧テスト代等が含まれている場合は、それらを除いて記載してください。
- 令和元年9月30日以前に購入したものについては、購入対価（消費税含む）に108分の110を乗じて得た額の1円未満の端数を四捨五入した額を記入してください。
- 酸素の購入単価には上限が定められています。
酸素の購入単価が上限を超える場合は、下表の金額を上限として診療報酬請求における酸素の価格を算出します。

(1) 離島等以外の地域に所在する保険医療機関の場合

定置式液化酸素貯槽 (C E)	可搬式液化酸素容器 (L G C)	大型ボンベ (3,000リットルを超えるもの)	小型ボンベ (3,000リットル以下のもの)
0.19円／リットル	0.32円／リットル	0.42円／リットル	2.36円／リットル

(2) 離島等に所在する保険医療機関の場合

定置式液化酸素貯槽 (C E)	可搬式液化酸素容器 (L G C)	大型ボンベ (3,000リットルを超えるもの)	小型ボンベ (3,000リットル以下のもの)
0.29円／リットル	0.47円／リットル	0.63円／リットル	3.15円／リットル

ア 定置式液化酸素貯槽 (C E)

医療機関の敷地内に設置されており、通常気体酸素容量が200万リットルから1,500万リットルまでのもの。

イ 可搬式液化酸素容器 (L G C)

気体酸素容量が13.3万リットル又は37.6万リットルのもの。

ウ 大型ボンベ

ボンベ1本当たり通常7,000リットル又は6,000リットル用のボンベをいい3,000リットルを超えるもの。

エ 小型ボンベ

ボンベ1本当たり通常1,500リットル又は500リットル用のボンベをいい3,000リットル以下のもの。

6 離島等とは、以下の地域をいいます。

- (1) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域
- (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
- (3) 豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定により特別豪雪地帯として指定された地域

貴保険医療機関の所在地が離島等に該当する場合は、届出書の離島等チェックボックスにチェックを入れてください。

なお、各県の該当地域については、「離島等(離島・過疎地域・特別豪雪地帯)に該当する地域一覧」をご覧ください。

7 購入業者名及び種類を忘れずに記載してください。

【届出方法及び届出先】

以下のいずれかの方法にて届出してください。

(1) 保険医療機関等電子申請・届出等システムを利用して電子申請

※令和4年度より、電子申請を利用した届出が可能となりました。

(2) 「酸素の購入価格に関する届出書（別紙様式25）」を郵送

届出及び届出に関する照会先は、貴保険医療機関を管轄する東北厚生局各県事務所（宮城県は東北厚生局指導監査課）です。

【届出期限】

令和8年2月16日（月）